

様式第5号（第4条関係）

舞消消第142号
令和7年12月11日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様

古田 徹 様

舞鶴市消防長

行政文書の存否を明らかにしない決定通知書

令和7年11月27日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないことを決定したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	令和7年夏頃、舞鶴市消防本部所属の職員による同僚職員からの金銭窃取行為があったとの情報が当方に寄せられており、これに関連して舞鶴市または消防本部において、内部調査・事情聴取・事実確認・懲戒等の検討が行われた可能性があるため、以下の文書について行政文書の存否を確認したく請求する 1. 当該窃盗事案に関する通報、申告または報告に関する文書 2. 消防本部内で行われた事実確認、事情聴取、内部調査等に関する文書(報告書、メモ、録取書など) 3. 関係職員の処分または退職に関する検討・協議・決定文書(退職届、処分案、決裁文書、内部メモ等) 4. 本件に関して警察への通報を検討または判断した記録(協議メモ、報告書、会議録など)
存否を明らかにしない理由	職員の非違行為の疑いに関する文書の存否を明らかにすることは、職員のプライバシーや名誉を不当に侵害する恐れがあることから、当該文書の存否については明らかにいたしません。
担当部課等	消防本部 消防総務課 電話番号 0773-66-0119 (内線9101)
備 考	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決